入院時食事療養費

当院は、入院時食事療養費(I)の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。

食事の時間は下記のとおりです。

【 朝食 8:00~ 昼食 12:00~ 夕食 18:00~ 】

入院時の食事に係る標準負担額(1食につき)

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食あたり)	
一般(下記いずれにも該当しない方)	一般(下記いずれにも該当しない方)	490円	
低所得者Ⅱ(住民税非課税)	低所得者Ⅱ(※1)	過去1年間の入院期間 が90日以内	230円
		過去1年間の入院期間 が90日超え	180円
該当なし	低所得者 [(※2)	110円	
低所得者Ⅱに該当しない方 小児慢性特定疾病、指定難病患者	低所得者Ⅱ、Ⅰに該当しない方 指定難病患者	280円	

※1 低所得者Ⅱ:世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の方。

※2 低所得者 I: 世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を 差し引いたときに〇円となる方、あるいは老齢福祉年金受給権者。